本件事故当時、南相馬市原町区に居住しており、既に平成24年5月分までの月額10万円又は12万円の日常生活阻害慰謝料を受領済みの申立人父娘が、平成24年5月分までの日常生活阻害慰謝料の増額(娘は要介護者。父親は、同娘と、避難所で倒れ要介護となった母親の2名を介護しながら避難生活を送った)を求めた事例。

全部和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)につき、申立人X1及び同X2(以下これら2名を合わせて「申立人ら」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記の期間に限る。) について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばない ことを相互に確認する。

記

損害項目 精神的損害

期 間 自 平成23年3月11日 至 平成24年5月31日

2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目及び期間についての和解金として、申立人X1に対し、金1,264,000円及び申立人X2に対し、金790,000円の支払義務のあることを認める。

3 支払方法

(省略)

4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

5 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限り、遅延損害金を含む。)については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務のないことを相互に確認する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人らが1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年9月14日

(仲介委員 犀川 治)